

「連携・協力」の論点整理

1 「町外の人々との連携・協力」について

(国内外の交流及び連携)

町民、議会及び行政は、住みよいまち美瑛町をつくるため、社会、経済、観光、環境等様々な分野において、町外の人々との連携及び協力を図ります。

2 町民、議会及び行政は、国際的な視点で物事を考えることの重要性を認識し、積極的に国際社会との交流及び連携を図るとともに、そこから得られた知恵や情報を課題の解決に活かすものとします。

*とりあえず仮置き

論点1-1 「町外の人々(関係人口)との連携・協力」に関する規定を設けるか

	回答数
1 設ける	9
2 設けない	0

【概要】

○全回答が、「設ける」と回答しています。

○「設ける」とした理由・考え方は、

- ・美瑛町にルーツを持つ人はもちろん、住んでみたい、応援したいと考えている人々との連携・協力も条文化すべき

- ・関係交流人口と言われる町外の人々の知識や経験も取り入れながらまちづくりを進める必要がある

- ・「国際交流」と併せて規定する

などがあります。

【理由・考え方】

(1)「1 設ける」

①中標津町の36条を参考に。

②全体として美幌町の条文内容が良いと思います。

③北海道びえい会や東京美瑛会など、美瑛町にルーツをもつ人々との連携・協力はもちろんですが、美瑛町に住んでみたいと思っている人々・寄附を通して応援したいと思っている人々など、美瑛町に関りを持ちたいと考えている人々との連携・協力を条文化した上で、町政運営に活かせる仕組みを作っていくことが必要だと考えるため。

④まちづくりは町民だけではできないと考えているため。

いわゆる関係交流人口と言われる町外の人々の知識や経験も取り入れながらまちづくりを進める必要があると感えています。

⑤論点1-1から1-4は連携・協力・交流と一連のつながりがあると考えて、美幌町の条例がバランス良くできているため参考としたい。

⑥八雲町の47条のように、国内外の人々との交流…と謳うことで町外の方と国際交流をまとめて示すのがシンプルだと思いました。

⑦連携・協力を規定するのであれば、論点1-1~1-4において、それぞれ美瑛町において必要な相手なので設ける方が良いと思います。

⑧論点1-4「国際交流」も含め「様々な人たちとの交流」「国内外の交流」等とし、合わせて規定する形が良いと思います。※美瑛市・上川町・八雲町他

2 「広域連携」について

(国及び道との連携及び協力)

議会及び行政は、国及び北海道と対等の関係にあることを踏まえ、互いの役割分担を明確にし、効率的な行政運営や課題の解決のため、連携及び協力を図ります。

(他の地方公共団体等との連携及び協力)

議会及び行政は、広域的な課題や共通する課題を解決するため、近隣市町村その他の地方公共団体等との連携及び協力を図ります。

*とりあえず仮置き

論点1-2 「近隣自治体との連携・協力」に関する規定を設けるか

	回答数
1 設ける	11
2 設けない	0

【概要】

○全回答が、「設ける」と回答しています。

○「設ける」とした理由・考え方は、

- ・効率的な町政運営や共通する課題解決に向けた仕組みを作っていくことが必要
- ・近隣自治体との関係は国や道との関係とは違うため、それぞれに規定する
- ・近隣自治体との連携・協力と次項の広域連携は、まとめて記載する
などがあります。

【理由・考え方】

(1)「1 設ける」

- ①美幌町の45条を参考に。
- ②上川町のように、広域連合など現状に即した記載が良いと思います。
- ③すでに、消防・清掃・葬斎・保険の分野においては、他の自治体と一部事務組合を構成した連携・協力を行っていますし、将来的には、他の分野での連携・協力も見込まれていることから、「近隣自治体との連携・協力」に関する規定を条文化した上で、効率的な町政運営や共通する課題解決に向けた仕組みを作っていくことが必要だと考えるため。
- ④安平町や北見市のような「国、北海道及び他の自治体との関係等」にまとめる形もありますが、近隣自治体と、国や道との関係性は違うためそれぞれに規定する方がよいと考えました。
近隣自治体とは広域的課題や、共通する課題解決のため連携を図る必要があり、美深町の条文が参考になると思います。
- ⑤論点1-1から1-4は連携・協力・交流と一連のつながりがあると考えて、美幌町の条例がバランス良くできているため参考としたい。
- ⑥余市町を参考に。
- ⑦八雲町の46条を参考にするとよいと思います。
- ⑧近隣自治体～と次項の広域連携は、まとめて記載してはどうか

論点1-3 「広域連携(国や道との連携・協力)」に関する規定を設けるか

	回答数
1 設ける	11
2 設けない	0

【概要】

- 全回答が、「設ける」と回答しています。
- 「設ける」とした理由・考え方は、
 - ・災害時の連携・協力も重要だが、普段からの連携・効力も必要
 - ・迅速で効率的な支援や行政運営には、それぞれの立場や役割(=責任)を明確にすることが必要
 - ・近隣自治体との連携・協力と次項の広域連携は、まとめて記載する
などがあります。

【理由・考え方】

(1)「1 設ける」

- ①美幌町の46条を参考に。
- ②災害時の人員派遣や救援物資の提供を求めることも重要ですが、普段から国及び北海道と相互に連携・協力しながら、町政運営の課題を解決するように努めることが必要だと考えるため。
- ③国や道、町との役割を明文化すると、時に「責任逃れ」や「縦割り行政」と非難を受ける場合もありますが、迅速で効率的な支援や行政運営にはそれぞれの立場や、役割(=責任)を明確にすることは必要だと考えます。人員や財源、経験や機材などをとっても町だけで解決できることは限られてしまいます。また、町民から寄せられる声を国や道に伝え、要望を形にしていくことも町に課せられた責務であり、それぞれの役割(=責務)を明確にしたうえで、国や道と連携、協力していくことを規程する必要があると考えます。
- ④論点1-1から1-4は連携・協力・交流と一連のつながりがあると考えて、美幌町の条例がバランス良くできているため参考としたい。
- ⑤八雲町の45条を参考にするとよいと思います。
- ⑥近隣自治体～と次項の広域連携は、まとめて記載してはどうか

3 「国際交流」について

論点1-4 「国際交流」に関する規定を設けるか

	回答数
1 設ける	9
2 設けない	0

【概要】

○全回答が、「設ける」と回答しています。

○「設ける」とした理由・考え方は、

- ・既に町内で外国人の方が活躍されている
- ・外国人、海外企業が町内の土地や家屋を取得しているケースも増えてきている
- ・町外の方と国際交流をまとめて規定する
などがあります。

【理由・考え方】

①町民、議会及び行政は、さまざまな交流及び情報交換を通じ、町政に関する知恵及び発想を吸収するよう努めます。中頓別町を参考に。

②すでに、町内では外国人の方々が様々な分野でご活躍されています。(主に農業分野での活動が多いのではないのでしょうか。)

外国資本の個人・法人が町内の資産(土地・家屋)を取得するケースも増えてきていることから、国際交流に関する規定を条文化した上で、連携・協力を推進するように努めることが必要だと考えるため。

③「国際交流」ではなく「国内外との交流」とし、既に町が取り組んでいる事業も含めて規定してはどうでしょうか。

例:(国内外の交流)町民、議会及び行政は、国内外の様々な人々との交流において、多様な文化との共生を目指し、互いの文化や価値観の理解、尊重に努め、まちづくりに関する知恵及び発想を高めるよう努めます。

2 町は、積極的に企業や大学、関係機関との連携に努め、関係交流人口によって得られた知恵や情報を課題解決に活かすものとします。

④論点1-1から1-4は連携・協力・交流と一連のつながりがあると考えて、美幌町の条例がバランス良くできているため参考としたい。

⑤八雲町の47条のように、国内外の人々との交流…と語ることで町外の方と国際交流をまとめて示すのがシンプルだと思いました。

⑥規定するのであれば単独ではなく、国内外の交流など、国際交流も含めた表現が良いと思います。